

さいたま市人権教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会規則第 8 号

さいたま市人権教育集会所条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市人権教育集会所条例施行規則（平成 17 年さいたま市教育委員会規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)

人権教育集会所利用許可申請書

年 月 日

(宛先)さいたま市教育委員会

次のとおり 五反田会館
鹿室南集会所 の利用を申請します。

No. _____

申請者	団体名	(代表者名)
	住所	電話 ()
	氏名	

利用月日	利用時間	利用室名
月 日()	午前・午後 : ~ :	
月 日()	午前・午後 : ~ :	
月 日()	午前・午後 : ~ :	
月 日()	午前・午後 : ~ :	
利用目的		
利用人数	人	
利用備品		
利用条件及びその他必要事項		

様式第2号(第3条関係)

人権教育集会所利用許可書

年 月 日

様

さいたま市教育委員会

次のとおり五反田会館
鹿室南集会所の利用を許可します。

No. _____

申 請 者	団 体 名	(代表者名)
	住 所	電話 ()
	氏 名	

利 用 月 日	利 用 時 間	利 用 室 名
月 日()	午前・午後 : ~ :	
月 日()	午前・午後 : ~ :	
月 日()	午前・午後 : ~ :	
月 日()	午前・午後 : ~ :	
利 用 目 的		
利 用 人 数	人	
利 用 備 品		
利 用 条 件 及 び そ の 他 必 要 事 項		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市人権教育集会所条例施行規則の様式第 1 号及び様式第 2 号の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。